

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日
法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

19.
8.5
写真複写



昭和二十二年
米海軍省(昭和二十二年)
以降
連名簿
昭和二十二年
調査部



0691

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>